

**第4期三条市障がい者計画
第7期三条市障がい福祉計画
第3期三条市障がい児福祉計画
(案)**

〔計画期間〕 令和6年度～令和8年度

**令和6年3月
三 条 市**

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画期間及び検証・見直し	2
4 障がい者を取り巻く状況	3
(1) 障がい者数の推移と年齢構成	3
(2) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移	4
(3) 障がい福祉サービス費の推移	4
(4) 相談支援件数の推移	5
(5) 福祉的就労による作業工賃等の平均月額の推移	5

第2章 三条市障がい者計画

1 計画の基本理念	6
2 施策の体系	7
3 施策分野	9
(1) 相談支援の充実	9
(2) 日常生活支援の充実	11
(3) 就労支援・雇用促進	12
(4) 障がいの早期発見・確実な支援	13

第3章 三条市障がい福祉計画・三条市障がい児福祉計画

1 計画の基本理念	15
2 計画期間における成果目標	15
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	15
(2) 施設入所者数の削減	16
(3) 地域生活支援の充実	16
(4) 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実	17
(5) 福祉施設利用から一般就労への移行等	17
(6) 就労定着支援事業の利用者数	18
(7) 就労定着率7割以上の事業所の割合	18
(8) 障がい児支援の提供体制	19
(9) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	20
(10) 相談支援体制の充実・強化等	20
(11) 障がい福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の構築	20
(12) 福祉施設における工賃アップ（市の独自目標）	21
3 サービス見込量と確保の方策	22
(1) 障がい福祉サービス	22
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(3) 地域生活支援事業	29

資料編

1	三条市地域自立支援協議会設置要綱	33
2	三条市地域自立支援協議会委員名簿	35
3	三条市地域自立支援協議会組織図	36

「障がい」の表記方法について

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

令和3年3月、地域の課題に対応した障がい福祉施策を生涯にわたって切れ目なく着実に推進するため、「第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」の3つの計画を一体のものとして策定し、三条市地域自立支援協議会^{*1}の意見を聞きながら取組を進めてきました。

当該計画の計画期間が令和6年3月に終了することから、これまでの取組の評価・検証と併せ、新たな課題の整理等を行った上で、引き続き、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体のものとして策定し、地域共生社会の実現に向け、障がい福祉施策の更なる推進を図っていきます。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「三条市総合計画」を上位計画とし、他の計画との整合性を図りながら障がい福祉施策の個別計画として策定するものです。

第4期三条市障がい者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づき、重点的に取り組む施策の基本指針として策定します。

第7期三条市障がい福祉計画、第3期三条市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき、国の定める基本指針^{*2}に則して、地域において必要な「障がい福祉サービス^{*3}」、「相談支援」、「障がい児支援」及び「地域生活支援事業^{*4}」の各サービスに係るサービス提供体制の確保や推進に向けた取組の実施計画として策定します。

あわせて、成年後見制度利用促進法（第14条第1項）に規定する、成年後見制度の利用促進に関する市町村計画を包含します。

*1 三条市地域自立支援協議会…障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るために仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

*2 国の定める基本指針…障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

*3 障がい福祉サービス…障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス

*4 地域生活支援事業…市町村の創意工夫により障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる事業

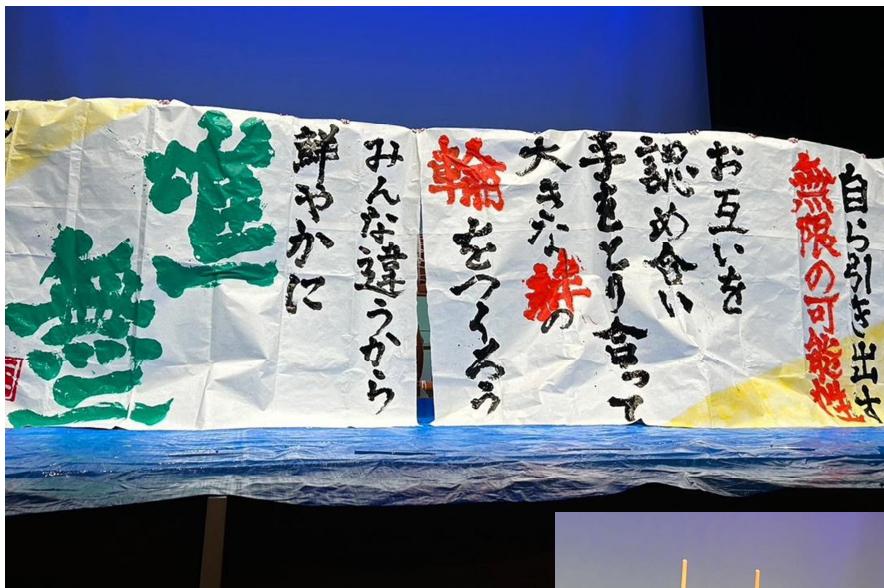
3 計画期間及び検証・見直し

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

本計画の推進に当たっては、三条市地域自立支援協議会において毎年度検証し、必要に応じて見直しを行います。

計画／年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
障がい者計画		第3期		第4期		
障がい福祉計画		第6期		第7期		
障がい児福祉計画		第2期		第3期		

※3つの計画を一体として策定

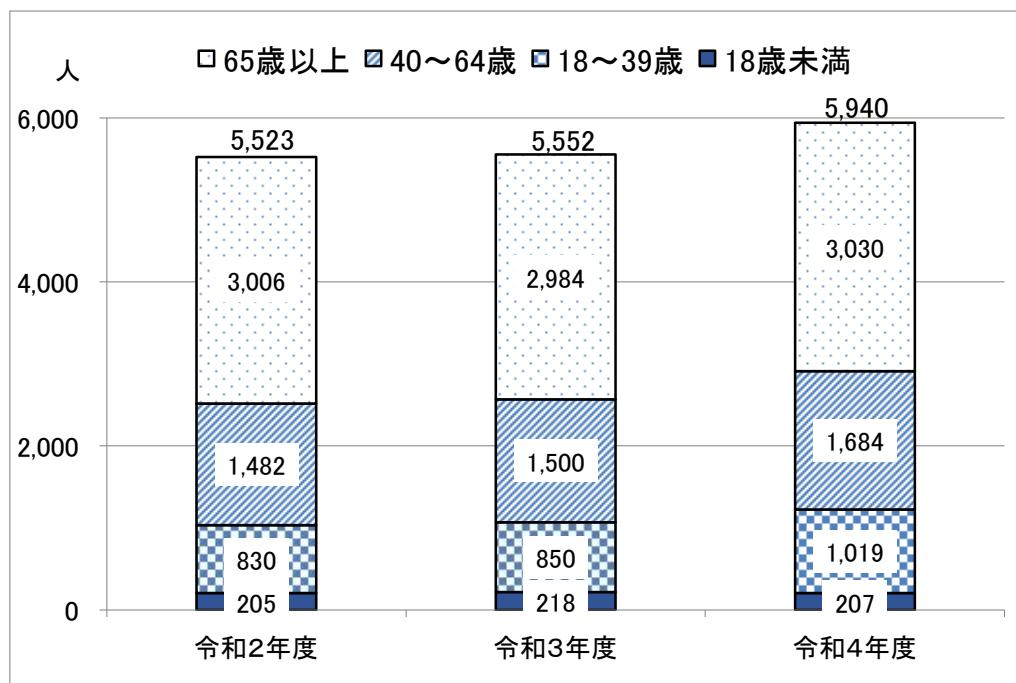
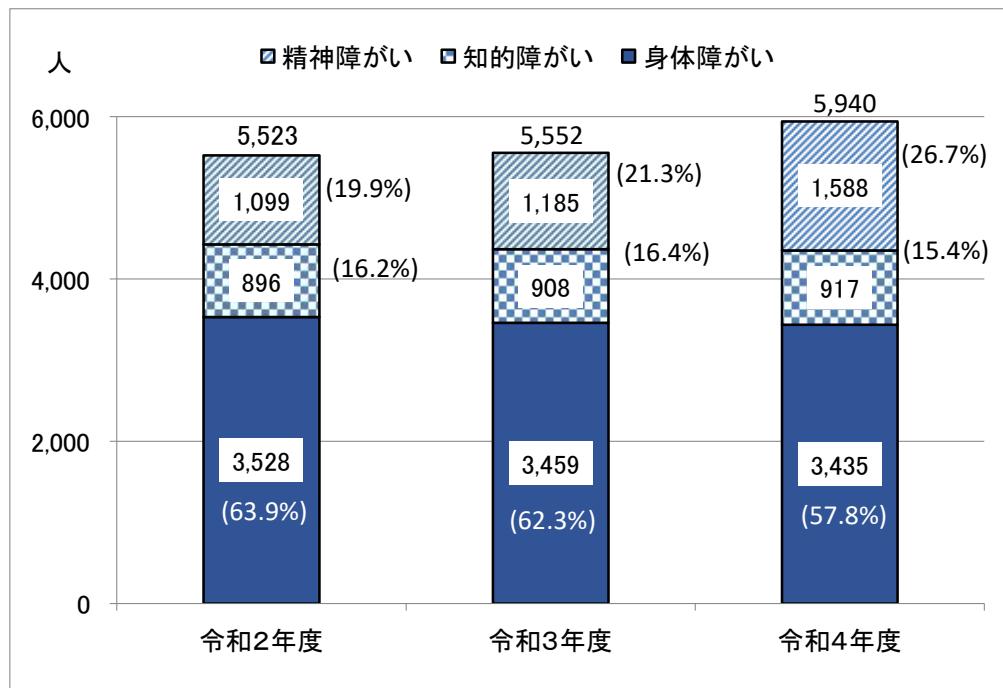


4 障がい者を取り巻く状況

(1) 障がい者数の推移と年齢構成

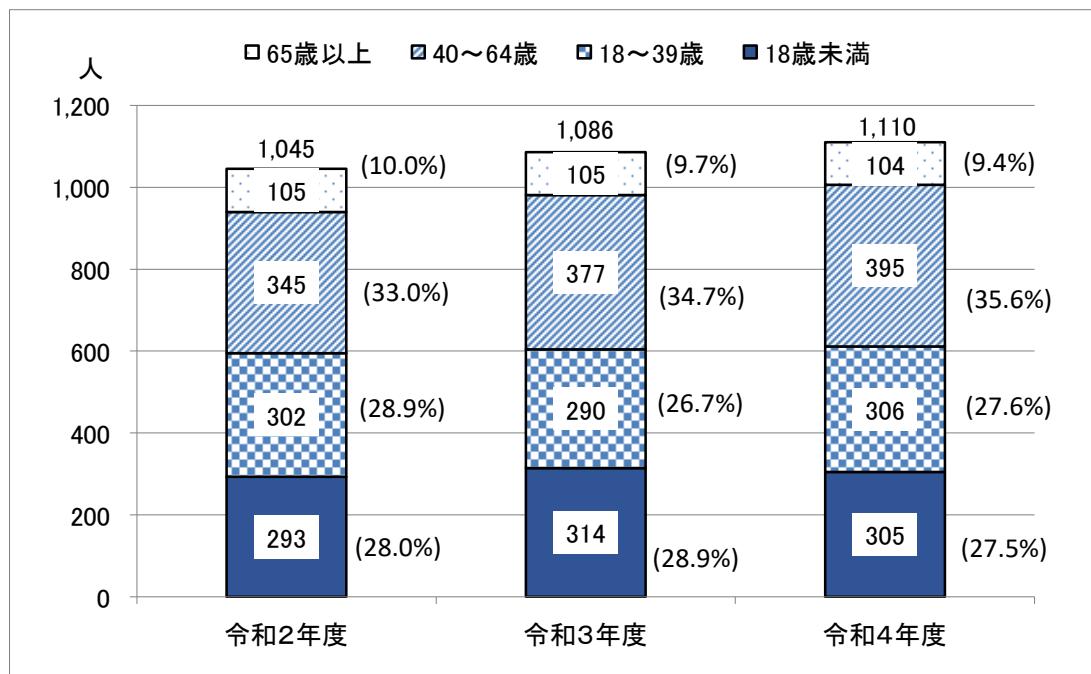
障がい者の総数は増加傾向にあります。障がいの種別で比較すると、身体障がい者は微減、知的障がい者は微増、精神障がい者が増加傾向にあります。

年齢構成は65歳以上が半数以上を占め、横ばいで推移しています。



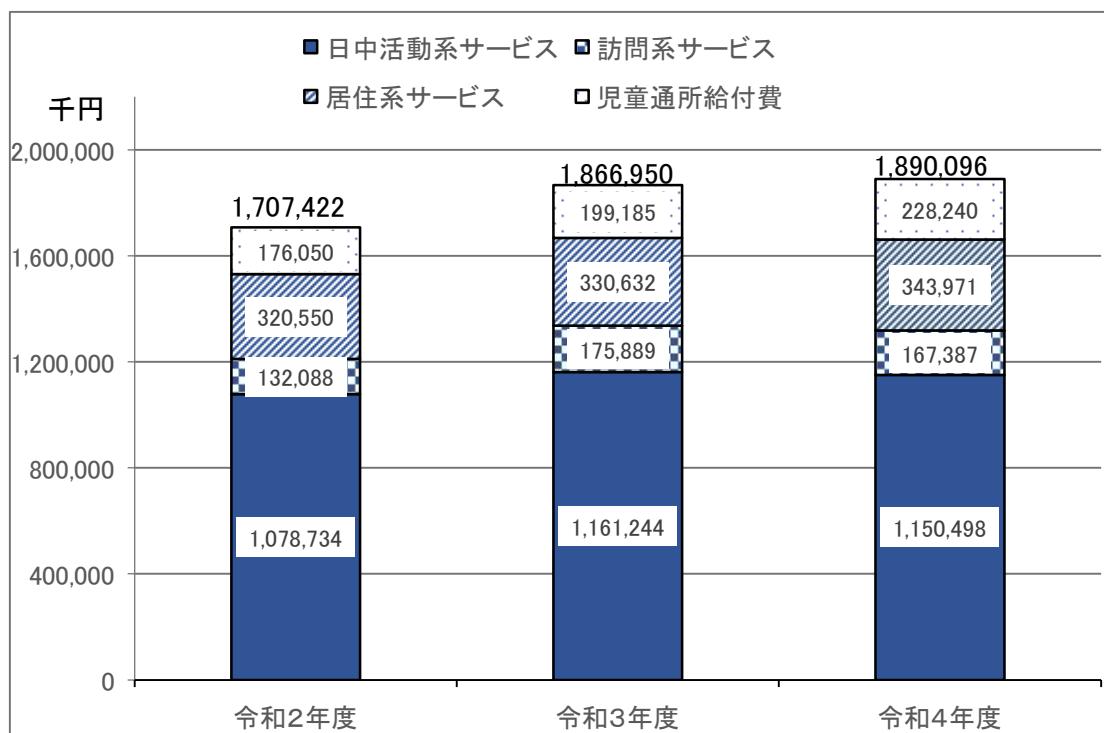
(2) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移

障がい福祉サービスの実利用者数については、40～64歳の利用が増加傾向にあります。



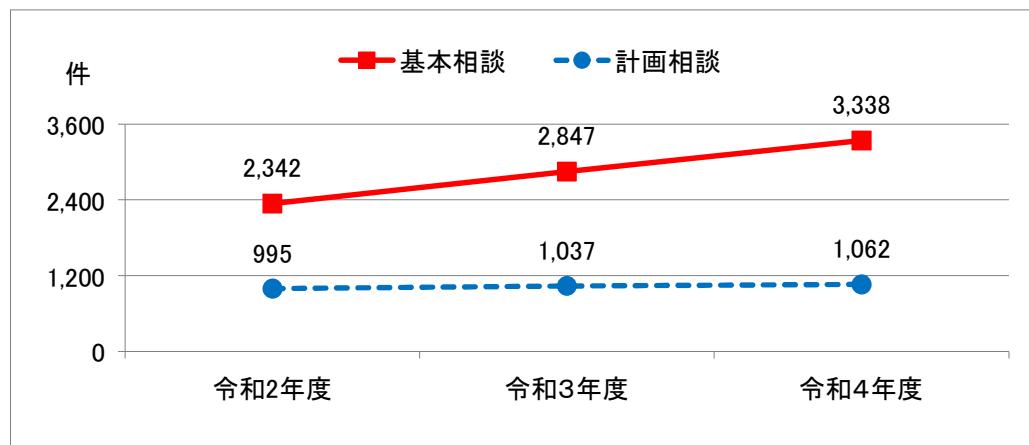
(3) 障がい福祉サービス費の推移

障がい福祉サービス費全体は、増加傾向にあります。居住系サービス及び児童通所給付費が増加傾向にあり、その他のサービスは横ばいで推移しています。

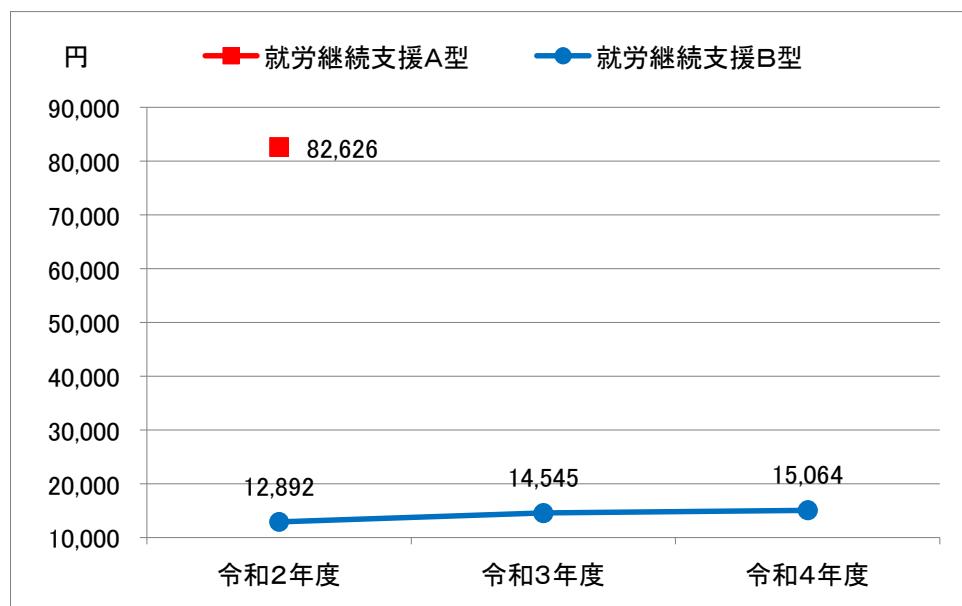


(4) 相談支援件数の推移

相談支援件数は、基本相談支援^{*5}は増加傾向にあり、計画相談支援^{*6}は微増で推移しています。

(5) 福祉的就労^{*7}による作業工賃等の平均月額の推移

作業工賃等の平均月額は、就労継続支援A型^{*8}においては令和2年度の平均月額が8万2,626円でしたが、令和3年度以降開設している事業所はありません。就労継続支援B型^{*9}が増加傾向にあります。。



* 5 基本相談支援…障がい者やその家族からの相談に応じ、サービス利用や権利擁護に関する援助、関係機関との連絡調整などを行う支援

件数の集計方法については、前計画まではサービス利用に係る計画相談支援（個別給付）の相談を件数に含めていたが、本計画からは計画相談支援の相談は除き、委託事業として対応した相談のみ計上するよう変更した。

* 6 計画相談支援…障がい福祉サービスの利用者に対して、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングを行う支援

* 7 福祉的就労…就労継続支援A型及び就労継続支援B型

* 8 就労継続支援A型…一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約を伴う就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

* 9 就労継続支援B型…一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

第2章 三条市障がい者計画

1 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けた地域社会の形成が求められています。

また、ともまち条例^{*10}に基づき、障がいを始めとする多様性に寛容な社会への転換に向け、相互理解を深め、それぞれの夢の実現を応援します。

このため、次の基本理念の下、これから障がい福祉施策を推進していきます。

基本理念

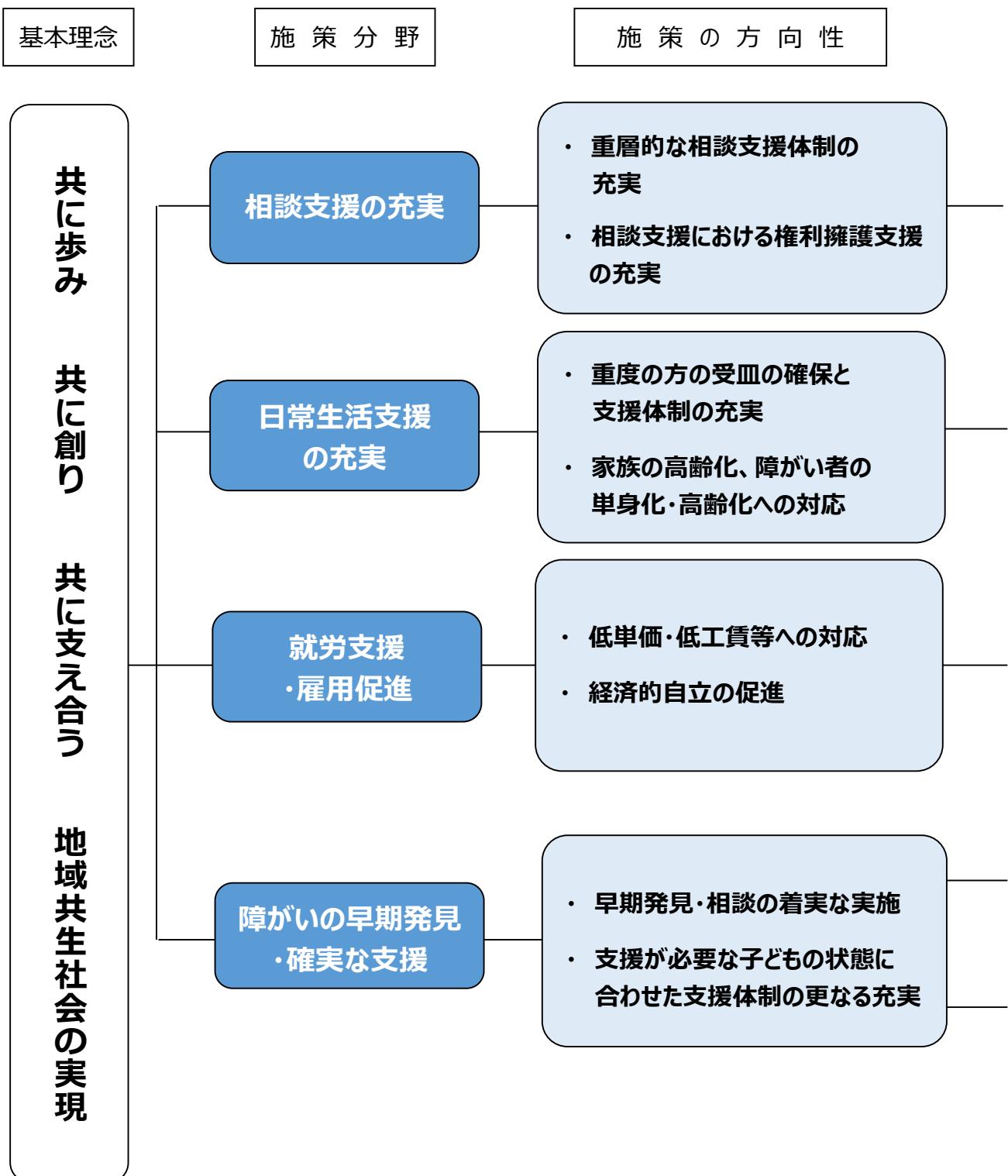
共に歩み 共に創り 共に支え合う

地域共生社会の実現



* 10 ともまち条例…三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例（令和5年3月23日条例第1号）の略称

2 施策の体系



主な取組

- 多分野による重層的相談支援と地域包括ケアシステム^{*11}が連動した相談支援体制の整備
- 権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進

- 他機関連携によるサービス提供体制の構築とサービスを担う人材の育成
- 地域生活支援拠点等機能の着実な実施と機能拡充、多職種連携の強化

- 工賃等アップのための取組
- 個別のニーズに応じた就労支援体制の構築
- 障がい者就労の企業への理解の促進

- 年中児発達参観の着実な実施
- 多職種による子どもの発育・子育て相談等の実施

- 個々の発達状況に応じた療育支援と家族支援の実施
- 保育所等や学校における発達支援と特別支援教育に関わる支援者の資質向上
- 障がいの状態に応じた支援体制の確立と適切なサービス提供

* 11 地域包括ケアシステム…可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう構築される地域の包括的な支援・サービス提供体制

3 施策分野

(1) 相談支援の充実

ア 現状と課題

- ・令和3年度に三条市地域包括ケア総合推進センターに障がい者基幹相談支援センター機能を加え、計画・委託・基幹の重層的な相談支援体制となりました。また、重層的支援体制整備事業試行実施により、令和4年度に地区担当制として、委託先を4事業所から5事業所体制としたことで、高齢分野や保健医療、権利擁護分野など他機関との連携、協働がしやすくなり、相談支援体制の強化につながりました。
- ・一方で、障がい者基幹相談支援センター職員の経験値の乏しさからアドバイザー機能が十分ではありません。また、計画相談件数が増加している中で、相談支援事業所において相談支援専門員の人員が確保できず、一人の相談支援専門員に係る計画相談の業務負担が依然大きい状況です。加えて、重層的支援体制整備事業試行実施により支援を要するケースが顕在化したことで重複化・複雑化した新規ケースが大幅に増加し、相談支援専門員に掛かる負担が大きくなっています。相談支援専門員の確保・育成とともに、負担軽減策の検討が必要です。
- ・新潟県弁護士会との相談支援業務の協定の締結、ともまち条例の制定により、権利擁護支援体制が整備されました。差別解消を推進し、共生社会の実現に向けた具体的な取組を着実に実施していくことが必要です。また、虐待通報件数が増加していることから、虐待防止及び虐待対応の強化に向けた取組が必要です。



イ 施策の方向性・展開

(ア) 重層的な相談支援体制の充実

多分野による重層的相談支援と地域包括ケアシステムが連動した相談支援体制の整備

- ・重層的相談支援と障がい者相談支援の役割分担の適正化
- ・相談支援専門員の負担軽減策の検討
- ・相談支援専門員の育成・確保の促進
- ・基幹相談支援センターのアドバイス機能を補完する取組の推進

(イ) 相談支援における権利擁護支援の充実

権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進

- ・ともまち条例に基づく取組の着実な実施
- ・虐待の早期発見・早期対応のための関係機関の連携強化
- ・中核機関と連携した成年後見制度等の利用促進に向けた取組の実施



(2) 日常生活支援の充実

ア 現状と課題

- ・重度の障がい者の受入可能な生活介護等の定員が不足しており、障がい者が希望するサービスを十分に利用できない状況です。また、強度行動障がいを持つ障がい者や医療的ケアが必要な障がい者については、受入れに当たり環境整備や職員の専門的な支援スキル習得が求められます。引き続き、特性に合わせた受皿確保に向けた働きかけを行うとともに、支援スキル向上に向けた取組が必要です。
- ・親亡き後も安心して住み慣れた地域で生活できるよう、整備された地域生活支援拠点等について、緊急時の受入体制の充実や、拠点等の機能を持った事業所の登録体制の整備を進めてきました。しかし、支援関係者間での認識の相違や、緊急時の対応手順が定着していないなどの課題が見受けられるため、機能強化に向けた取組が必要です。
- ・安心・充実した地域生活を目指す上で社会資源の活用と、高齢分野や精神保健分野等、他分野との連携・協働が必須です。適時適切に資源や制度につなげられるように取組が必要です。

イ 施策の方向性・展開

(ア) 重度の方の受皿の確保と支援体制の充実

他機関連携によるサービス提供体制の構築とサービスを担う人材の育成

- ・重度の障がい者の受皿の確保及びサービス事業所の負担軽減策の検討
- ・強度行動障がい者及び医療的ケア者の受皿の確保に向けた事業所への新たな事業展開の働きかけ
- ・強度行動障がい者の支援における中核人材の育成
- ・介護保険事業所に対しての共生型生活介護サービス及び基準該当生活介護サービスへの参入の促進

(イ) 家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応

地域生活支援拠点等機能の着実な実施と機能拡充、多職種連携の強化

- ・既存資源の活用による、地域全体での緊急時の受入体制の強化
- ・グループホームの拡充やサテライト型住居の活用促進等による地域における受入体制の充実・既存資源の活用による、地域全体での緊急時の受入体制の強化
- ・高齢者の支援機関との連携強化による介護保険制度への移行の円滑化
- ・精神障がい者の地域移行・地域定着の促進に向けた関係機関の連携と支援体制の整備

(3) 就労支援・雇用促進

ア 現状と課題

- ・就労継続B型支援事業所の作業工賃等は年々増加していますが、新潟県の平均工賃と比較するとまだまだ十分とは言えない状況です。また、昨今の物価高騰による受注単価の引上げについても、市内の事業所が足並みを揃える必要があります。引き続き、障がい者福祉活動サポート交付金などを活用した自立支援に向けた取組を行うことに加え、市内における地域資源の活用や連携に向けた体制の整備が必要です。
- ・今後、精神・発達障がい者の増加が見込まれる中、知的障がいを伴わない方が市外の就労移行支援事業所を利用する傾向にあることから、市内の就労移行支援事業所を選び利用してもらえるよう、それぞれの障がい特性やニーズに応じた支援プログラムの検討が必要です。
- ・法定雇用率が段階的（令和6年4月：2.5%（従業員40.0人以上対象）、令和8年7月：2.7%（従業員37.5人以上対象））に引き上げられることから、今後は障がい者雇用における求人が拡大していくと予想されます。そのため、より一層一般就労に向けた取組が必要です。

イ 施策の方向性・展開

(ア) 低単価・低工賃等への対応

工賃等アップのための取組

- ・障がい者福祉活動サポート交付金を活用した工賃アップの取組の推進
- ・共生社会推進企業との連携による製造品の販売機会の充実
- ・受注元企業と受注内容の拡大及び受注単価の見直し

(イ) 経済的自立の促進

個別のニーズに応じた就労支援体制の構築

- ・精神・発達障がいの特性やニーズに応じた支援プログラムの導入
- ・障がい福祉サービス利用者の一般就労への移行促進
- ・本人の希望や障がい特性に応じた学校等卒業後の進路選択の支援
- ・就労支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等との連携による就労定着の促進

障がい者就労の企業への理解の促進

- ・関係機関と連携した施設外就労先の拡大
- ・障がいに対する偏見等を払拭するための周知啓発

(4) 障がいの早期発見・確実な支援

ア 現状と課題

- ・三条っ子発達応援事業^{*12}では乳幼児健診や年中児発達参観の気づき事業をきっかけとして子どもの特性等へ早期に気づき、その課題に応じて多職種による相談を実施し、更に子どもの状態に合わせた適切な支援へのつなぎを行ってきました。

気づきや相談の中で把握する子どもの姿は障がいの有無に関わらず、集団生活に困難さを示すなど様々であり、相談対応する職員、保育士、教職員など支援に関わる全ての職員のスキルアップが必要です。併せて支援が必要であっても福祉サービスの利用には至らないいわゆるグレーゾーンの子どもへの支援体制についても検討していくことが必要です。

また、生活困窮世帯や子どものみならず支援を必要とする家庭もあることから、保護者に対しても安心して子育てができるよう適切な関わりを促すほか、子育てにおける心理的なサポートを行うなど家族支援が必要です。

- ・障がい児福祉サービスにおいてはサービスを提供する事業所は増加していますが、スムーズな受入れには至っていません。市と事業所、また事業所間における情報共有を今後より一層強固なものにしていく、適切なサービス提供につなげていくことが必要です。



*12 三条っ子発達応援事業…三条市の0歳から義務教育終了までの子どもが、自分らしく成長する力を発揮できるように、保護者、保育所等、関係機関、市などが連携して、継続的に子どもと子どもを育成する保護者・家族・支援者を応援していく事業（気づき、相談、支援の各事業を実施）

イ 施策の方向性・展開

(ア) 早期発見・相談の着実な実施

年中児発達参観の着実な実施

- ・年中児発達参観の着実な実施による子どもの特性等への早期の気づき

多職種による子どもの発育・子育て相談等の実施

- ・専門的な知見を有する多職種による子どもの発育・子育て相談及び教育相談の実施

(イ) 支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の更なる充実

個々の発達状況に応じた療育支援と家族支援の実施

- ・障がいや特性のある子どもと家族への療育支援の実施
- ・子どもの発達の理解を深めるための家族講座の実施と保護者支援

保育所等や学校における発達支援と特別支援教育に関わる支援者の資質向上

- ・発達支援コーディネーター機能の充実及び保育士の資質向上のための研修等の実施
- ・特別支援サポーターの適切な配置及び支援の充実

障がいの状態に応じた支援体制の確立と適切なサービス提供

- ・市と障がい福祉事業所及び事業所間での確実な情報共有を進め、適切なサービス提供体制を構築
- ・支援体制を強化するための支援者のスキルアップを図る研修等の実施



第3章 三条市障がい福祉計画・三条市障がい児福祉計画

1 計画の基本理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

2 計画期間における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本指針

令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

イ 市の考え方

地域移行の対象者として、障がい支援区分4以下で50歳未満の者（6人）を移行可能対象者と抽出し、個々の状況を勘案した結果、地域生活移行者の目標値を3人に設定します。

ウ 目標値

項目		数値
基 準	令和4度末時点の施設入所者数	102人
目 標	計画期間における地域生活移行者数	3人

エ 実績値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	102人	102人	101人
地域生活移行者数	1人	0人	1人

※令和5年度の実績値は、令和5年11月末時点の数値です。以下同じ。

(2) 施設入所者数の削減

ア 国の基本指針

令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

イ 市の考え方

新たな入所者2人と退所者（3人の地域生活への移行（1の目標値）と2人の介護保険制度への移行）を見込み、施設入所者数削減の目標値を3人に設定します。

ウ 目標値

項目		数値
基 準	令和4年度末時点の施設入所者数	102人
目 標	令和8年度末時点の施設入所者削減数	3人

エ 実績値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	102人	102人	101人
施設入所者削減数	1人	0人	1人

(3) 地域生活支援の充実

ア 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

イ 市の考え方

障がい者支援拠点施設「グッディいきいきサポートセンター」及び障がい者居住支援拠点施設「長久の家」を中心市内の機能を有する事業所との連携による面的整備を行いました。機能や体制の充実を図るため三条市地域自立支援協議会において、年1回機能や体制の確認を行い、3年に1回評価・改善を行います。

ウ 目標値

項目	数値
令和8年度末時点の地域生活支援拠点	1か所（設置済）
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	0人
年1回以上の検証及び検討の実施	年1回（実施済）

(4) 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

ア 国の基本指針

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

イ 市の考え方

三条市自立支援協議会事務局会議で実施した現状や支援ニーズ等の調査結果を今後地域の支援機関と共有します。その上で地域課題という認識の下、各機関の立場でできることを検討し、三条市自立支援協議会において支援体制の充実に向けた取組を実施します。

ウ 目標値

項目	数値
令和8年度末時点の支援体制の有無	有

(5) 福祉施設利用から一般就労への移行等

ア 国の基本指針

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上
さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

イ 市の考え方

障がい者雇用支援企業の誘致による移行者数の増を見込み、令和8年度に福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値を11人に設定します。また、各事業における一般就労へ移行する者の目標値を設定します。

ウ 目標値

項目	数値
基 準	令和3年度の年間一般就労移行者数
目 標	令和8年度の年間一般就労移行者数
基 準	令和4年度末の就労移行支援事業所の数
目 標	目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数

[各事業の内訳]

就労移行支援事業		
基 準	令和3年度の年間一般就労移行者数	4人
目 標	令和8年度の年間一般就労移行者数	8人
就労継続支援A型事業		
基 準	令和3年度の年間一般就労移行者数	2人
目 標	令和8年度の年間一般就労移行者数	2人
就労継続支援B型事業		
基 準	令和3年度の年間一般就労移行者数	1人
目 標	令和8年度の年間一般就労移行者数	1人

エ 実績値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労移行者数	7人	7人	6人

(6) 就労定着支援事業の利用者数

ア 国の基本指針

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

イ 市の考え方

障がい者雇用支援企業を誘致したことにより、一般就労の受皿が増加したことから、就労定着支援事業の利用者数が増加することを見込み、目標値を26人に設定します。

ウ 目標値

項目	数 値
基 準	18人
目 標	26人

エ 実績値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援利用者数	18人	22人	18人

(7) 就労定着率7割以上の事業所の割合

ア 国の基本指針

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を令和4年度末の就労定着支援事業所数の2割5分以上とすることを基本とする。

※就労定着率の定義：過去6年間ににおいて、就労定着支援事業所のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

イ 市の考え方

市内事業所の過去3年間の就労定着実績を勘案し、就労定着率7割以上の事業所の目標値を4か所に設定します。

ウ 目標値

項目		数値
基 準	令和4年度末の就労定着支援事業所数	5か所
目 標	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数	4か所

エ 実績値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内事業所数	4か所	5か所	5か所
7割以上の事業所数	4か所	4か所	4か所

(8) 障がい児支援の提供体制

ア 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上設置する。
- ・障がい児の地域社会への参加・包含（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所：1か所以上確保する。

イ 市の考え方

地域全体で障がい児に提供する支援の質を高め、支援体制の強化を図るために、令和8年度末までに設置する児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児支援の提供体制を整備します。

ウ 目標値

項目	目 標
児童発達支援センターの設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包含（インクルージョン）を推進する体制	有
保育所等訪問支援の提供体制の確保	1か所（整備済）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所（整備済）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所（整備済）

(9) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

ア 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

イ 市の考え方

子どもの育ちサポートセンターが、医療的ケア児のケースごとに必要な関係機関を必要な都度招集し、医療的ケア児に対する支援の調整役として課題等について検討を行う現行の体制を継続します。

ウ 目標値

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有（設置済）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有（配置済）

(10) 相談支援体制の充実・強化等

ア 国の基本指針

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

イ 市の考え方

基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携しながら、地区担当制による相談支援体制の充実・強化を図ります。

ウ 目標値

項目	目標
令和8年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1か所（設置済）
令和8年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有（整備済）
令和8年度末時点での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有（整備済）

(11) 障がい福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の構築

ア 国の基本指針

令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

イ 市の考え方

障害者自立支援審査支払システムの審査結果（年12回）について、障がい福祉サービス事業所に必要に応じて適切な指導・助言を行うため、障がい福祉サービスに係る研修への参加等、市担当職員の指導スキルを高めることで、サービスの質の向上につなげます。

ウ 目標値

項目	目標
令和8年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有（整備済）

(12) 福祉施設における工賃アップ（市の独自目標）

ア 市の考え方

令和8年度末における市内施設の就労継続支援B型利用者の作業工賃平均月額の目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、障がいの程度により作業内容が多様であることから、各施設単位で設定した目標値を基に作業工賃見込額を目標値として設定します。

イ 目標値

項目	数値
基 準	令和4年度の作業工賃平均月額（就労継続支援B型）
目 標	令和8年度の作業工賃平均月額（就労継続支援B型）

ウ 実績値

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
作業工賃平均月額	12,892円	14,545円	15,064円



3 サービス見込量と確保の方策

障がい福祉サービス、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域生活支援事業の種類ごとに必要量を見込みます。

サービス見込量の設定に当たっては、現在のサービス利用者数や利用の伸び率、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用から一般就労への移行等の状況を勘案して推計します。

(1) 障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの安定供給に向けて更なる充実を図ります。また、利用の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

(ア) 1か月当たりの利用見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	延べ利用時間	2,980	3,069	3,161
	実利用者数	188	190	192
重度訪問介護	延べ利用時間	520	520	520
	実利用者数	2	2	2
同行援護	延べ利用時間	99	100	101
	実利用者数	12	12	12
行動援護	延べ利用時間	18	18	18
	実利用者数	4	4	4
重度障がい者等包括支援	延べ利用時間	240	240	480
	実利用者数	1	1	2

(イ) 1か月当たりの利用実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	延べ利用時間	2,257	2,798	2,893
	実利用者数	171	199	186
重度訪問介護	延べ利用時間	891	436	341
	実利用者数	2	2	1
同行援護	延べ利用時間	48	63	98
	実利用者数	8	11	12
行動援護	延べ利用時間	4	10	14
	実利用者数	3	3	3
重度障がい者等包括支援	延べ利用時間	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

※ 令和5年度の実績量は見込数値です。以下同じ。

(ウ) 障がい福祉サービスの内容

種類	内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいにより、常に介護が必要な方に対する自宅や外出時における総合支援

種類	内容
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を要する方に対する、移動時における視覚的情報の支援、排せつ、食事などの介護
行動援護	重度の知的障がいや精神障がいによる著しい行動障がいのある方に対する、見守りや危険回避の支援
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、介護の必要性が著しく高い方に対する、居宅介護を始めとする複数サービスの包括支援

イ 日中活動系サービス

障がいの状況や希望に合わせて選択できるよう、日中活動の場の確保を図ります。また、障がい者拠点施設「グッディいきいきサポートセンター」を中心に、市内各事業所連携による効率的なサービスの提供に努めます。

(ア) 1か月当たりの利用見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延べ利用者数	4,298	4,701	4,748
	実利用者数	240	264	266
自立訓練 〔機能訓練〕	延べ利用者数	31	31	31
	実利用者数	3	3	3
就労選択支援	延べ利用者数	30	33	36
自立訓練 〔生活訓練・日中型〕	延べ利用者数	296	296	296
	実利用者数	19	19	19
自立訓練 〔生活訓練・宿泊型〕	延べ利用者数	163	164	166
	実利用者数	6	6	6
就労移行支援	延べ利用者数	430	434	439
	実利用者数	24	24	25
就労継続支援A型	延べ利用者数	543	548	554
	実利用者数	38	38	39
就労継続支援B型	延べ利用者数	4,253	4,445	4,645
	実利用者数	253	264	276
就労定着支援	利用者数	19	19	19
療養介護	実利用者数	23	23	23
短期入所〔福祉型〕	延べ利用者数	370	385	400
	実利用者数	88	92	96
短期入所〔医療型〕	延べ利用者数	93	98	103
	実利用者数	13	13	14

(イ) 1か月当たりの利用実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延べ利用者数	4,099	4,007	4,255
	実利用者数	262	243	239
自立訓練 〔機能訓練〕	延べ利用者数	43	53	24
	実利用者数	5	4	2
自立訓練 〔生活訓練・日中型〕	延べ利用者数	327	243	249
	実利用者数	25	22	17
自立訓練 〔生活訓練・宿泊型〕	延べ利用者数	140	232	158
	実利用者数	8	9	6
就労移行支援	延べ利用者数	426	417	412
	実利用者数	38	34	27

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	延べ利用者数	569	434	433
	実利用者数	38	32	28
就労継続支援B型	延べ利用者数	3,460	3,476	4,070
	実利用者数	223	239	242
就労定着支援	利用者数	20	22	19
療養介護	利用者数	23	24	23
短期入所〔福祉型〕	延べ利用者数	342	317	356
	実利用者数	73	75	85
短期入所〔医療型〕	延べ利用者数	89	71	89
	実利用者数	14	18	12

(ウ) 障がい福祉サービスの内容

種類	内容
生活介護	常時介護を要する方に対する、施設での入浴、排せつ、食事などの介護や、創造的活動、生産活動機会の提供
自立訓練〔機能訓練〕	身体障がいのある方に対する、身体機能の向上のために必要な訓練の提供(最長2年間)
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援
自立訓練〔生活訓練〕	知的障がいや精神障がいのある方に対する、生活能力の向上のために必要な訓練の提供(最長3年間)
就労移行支援	一般企業に就労を希望する方に対する、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供(最長3年間)
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な方に対する、雇用契約を伴う就労の機会を提供と、その知識や能力の向上のために必要な訓練の実施
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な方に対する、雇用契約を伴わない就労機会を提供と、その知識や能力の向上のために必要な訓練の実施
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に対する、就労に伴う生活課題の把握と、企業や家族、関係機関等との連絡調整、課題解決に向けた支援の実施
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対する、病院での機能訓練や療養上の管理、看護、介護
短期入所	家族の病気などによって短期間の入所が必要な方に対する、施設で入浴、排せつ、食事などの介護
福祉型	障がい者支援施設、市指定の介護老人福祉施設において実施
医療型	病院、診療所、市の指定を受けた介護老人保健施設において実施

ウ 居住系サービス

障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、居住の場の確保を図ります。また、障がい者居住支援拠点施設「長久の家」を中心に、市内各事業所の連携による効率的なサービスの提供に努めます。

(ア) 1か月当たりの利用見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数	2	2	2
共同生活援助	実利用者数	102	124	134
施設入所支援	実利用者数	98	97	96

(イ) 1か月当たりの利用実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	86	95	94
施設入所支援	実利用者数	102	102	99

(ウ) 障がい福祉サービスの内容

種類	内容
共同生活援助	日常生活上の相談や援助を必要とする方に対する、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ、食事などの援助
施設入所支援	施設に入所する方に対する、主に夜間の入浴、排せつ、食事などの介護
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した方に対する、巡回訪問や随時の対応等の支援

エ 相談支援

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員のスキルの向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制や基幹相談支援センター機能の充実を図ります。

(ア) 1か月当たりの利用見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	178	196	216
地域相談支援 〔地域移行支援〕	実利用者数	1	2	2
地域相談支援 〔地域定着支援〕	実利用者数	3	3	3

(イ) 1か月当たりの利用実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	158	152	162
地域相談支援 〔地域移行支援〕	実利用者数	1	0	0
地域相談支援 〔地域定着支援〕	実利用者数	2	2	2

(ウ) 障がい福祉サービスの内容

種類	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する方に対する、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施
地域相談支援 〔地域移行支援〕	施設や病院に入所・入院している方に対する、退所・退院する際の地域で生活するための相談や居住確保などの支援
地域相談支援 〔地域定着支援〕	居宅において単身で生活する方に対する、連絡体制の確保と緊急時の訪問支援

(エ) 相談支援体制の充実・強化

見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言（件）	140	140	140
地域の相談支援事業所の人材育成の支援（件）	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施（件）	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施（件）	5	5	5
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専員の配置数（人）	0	0	0
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（回）	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数（団体）	7	12	12
協議会の専門部会の設置数（部会）	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数（回）	6	6	6

オ 障がい福祉サービス等の質の向上

障害者自立支援審査支払システムの審査結果（年12回）について、障がい福祉サービス事業所に必要に応じて適切な指導・助言を行うため、障がい福祉サービスに係る研修への参加等、市担当職員の指導スキルを高めることで、サービスの質の向上につなげます。

見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数（人）	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（回）	12	12	12

力 障がい児支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して子育てができるようサービス提供体制の確保に努めます。

(ア) 1か月当たりの利用見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延べ利用者数	319	334	350
	実利用者数	103	108	113
放課後等デイサービス	延べ利用者数	2,061	2,241	2,286
	実利用者数	344	374	381
保育所等訪問支援	延べ利用者数	10	20	30
	実利用者数	5	10	15
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用者数	4	4	4
	実利用者数	1	1	1
障がい児相談支援	実利用者数	85	91	94

(イ) 1か月当たりの利用実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延べ利用者数	315	314	303
	実利用者数	102	104	100
医療型児童発達支援	延べ利用者数	3	0	0
	実利用者数	1	0	0
放課後等デイサービス	延べ利用者数	1,326	1,559	1,946
	実利用者数	228	260	337
保育所等訪問支援	延べ利用者数	0	1	3
	実利用者数	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用者数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数	81	74	73

(ウ) 障がい福祉サービスの内容

種類	内容
児童発達支援	主に未就学の障がいのある児童に対する、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練の提供（令和6年4月から医療機能を併せ持つ医療型児童発達支援を含む）
放課後等デイサービス	学校に就学する放課後・休業日に支援が必要な児童に対する、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの支援
保育所等訪問支援	保育所などに通う集団生活への支援が必要な児童に対する、当該施設訪問による集団生活への適応のための専門的な支援
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対する、居宅訪問による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援
障がい児相談支援	障がい児支援を利用する児童に対する、利用サービスの内容を定めた計画の作成とモニタリングの実施

**キ 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置
人数**

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

(ア) 設定の考え方

医療的ケア児に関する課題に対し、子どもの育ちサポートセンター保健師が医療機関や保育所等の関係機関の総合的な連絡調整を行うなど、医療的ケア児等に対する支援の調整の役割を担っています。

(イ) 見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター人数（人）	9	9	9

ク 発達障がい者（児）に対する支援

(ア) 設定の考え方

発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制の構築に向けた取組を推進します。

(イ) 見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	80	80	80
ピアサポートの活動への参加人数（人）	5	5	10

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、障がい者を含めた地域包括ケアシステムの取組を推進します。

ア 見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援（人）	1	2	2
精神障がい者の地域定着支援（人）	3	3	3
精神障がい者の共同生活援助（人）	18	19	20
精神障がい者の自立生活援助（人）	2	2	2
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（人）	16	16	16

(3) 地域生活支援事業

地域自立支援協議会などを通じて、障がいのある方のサービス利用におけるニーズの把握に努めるとともに、利用ニーズや地域の実情を踏まえたサービスの提供となるよう地域生活基盤の整備を図ります。

ア 必須事業

(ア) 見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業実施見込み箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(年)	22	24	27
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者数)	20	20	20
	手話通訳者設置事業(設置者数)	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具(給付件数)	7	7	7
	自立生活支援用具(給付件数)	11	11	11
	在宅療養等支援用具(給付件数)	16	16	16
	情報・意思疎通支援用具(給付件数)	20	20	20
	排せつ管理支援用具(給付件数)	2,200	2,200	2,200
	居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕(給付件数)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	新規登録者数(年)	3	2	2
移動支援事業	実利用者数(年)	79	79	79
	延べ利用時間(年)	2,520	2,520	2,520
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有

(1) 実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	基本相談支援 (実施箇所数)	4	5	5
	基幹相談支援センター(実施箇所数)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(年)	16	21	21
成年後見制度法人後見事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	20	17	16
	手話通訳者設置事業(設置者数)	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具(給付件数)	4	11	6
	自立生活支援用具(給付件数/年)	5	10	6
	在宅療養等支援用具(給付件数/年)	20	7	4
	情報・意思疎通支援用具(給付件数/年)	14	21	20
	排せつ管理支援用具(給付件数/年)	2,172	2,168	2,100
	居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕(給付件数/年)	5	3	2
手話奉仕員養成研修事業	新規登録者数(年)	0	4	0
移動支援事業	実利用者数(年)	80	79	61
	延べ利用時間(年)	2,706	2,520	3,232
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有

(ウ) 事業の内容

種類	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くための、障がいへの理解を深めるための啓発等
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活を送れるよう、障がいのある方、家族、地域住民等の自発的な取組の支援
相談支援事業	障がいのある方やその家族からの相談に応じた、サービス利用や権利擁護に関する支援、関係機関との連絡調整など必要な援助 ※基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいがある方で、成年後見制度の利用が困難な方に対する、市による成年後見審判の申立てのほか、申立てに要する経費や後見人などの報酬に対する助成
成年後見制度法人後見事業	社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人、保佐人等になり、精神障がい等で判断能力が不十分な人の保護、支援を行う事業
意思疎通支援事業	手話通訳者又は要約筆記者の派遣と併せ、市福祉課に手話通訳者を設置
日常生活用具給付事業	主に重度の障がいがある方の日常生活上の便宜を図るために、介護・訓練支援用具などの給付
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある方の交流促進を図るための、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修の実施
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対する、余暇活動など社会参加のための外出支援
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを供与する地域活動支援センターの設置・機能強化

イ 任意事業

(ア) 見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	実利用者数(年)	12	13	14
声の広報等発行事業	実利用者数(年)	11	11	11
自動車運転免許取得・改 造助成事業	助成件数(年)	5	6	7
	延べ利用回数(年)	3,590	3,597	3,604
日中一時支援事業	延べ利用者数(年)	169	173	177
	施設箇所数	5	6	6
協議会における地域資源の 開発・利用促進等の支援事 業	実施の有無	有	有	有

(イ) 実績量

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	実利用者数(年)	10	11	11
声の広報等発行事業	実利用者数(年)	16	16	13
自動車運転免許取得・改 造助成事業	助成件数(年)	1	3	3
日中一時支援事業	延べ利用回数(年)	4,990	4,214	3,582
	延べ利用者数(年)	117	139	166
地域移行のための安全生 活支援事業	施設箇所数	5	5	5
協議会における地域資源の 開発・利用促進等の支援事 業	実施の有無	有	有	有

(ウ) 事業の内容

種類	内 容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいがあり、自宅以外で入浴が困難な方に対する、自宅への訪問入浴サービスの提供
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な方に対する、市の広報紙の情報の音声訳による定期提供
自動車運転免許取得・改 造助成事業	障がいの状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成
日中一時支援事業	家族の就労や一時的な休息等を支援するための、日中における一時的な預かりや見守りなどの実施
地域移行のための安全生 活支援事業	障がい者が地域で安心して暮らすための、緊急時の宿泊場所の確保を始めとする支援体制の整備
協議会における地域資源 の開発・利用促進等の支 援事業	地域自立支援協議会における、障がい者への総合的な地域生活支援の実現に向けた先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の実施

資料編

1 三条市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、地域の障がい福祉に関するシステムづくり及び障がいを理由とする差別の解消をする取組に関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域生活支援拠点に関すること。
- (5) 三条市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (6) 障がい者の雇用促進に関すること。
- (7) 障がいを理由とする差別の解消に関すること。
- (8) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい福祉サービス等事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体・自助活動団体
- (5) 民間・公共交通機関の関係者
- (6) 地域福祉の関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 部会の構成委員等は会長が指定する。
- 3 部会に部会長を1人置き、会長の指名により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

- 第8条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

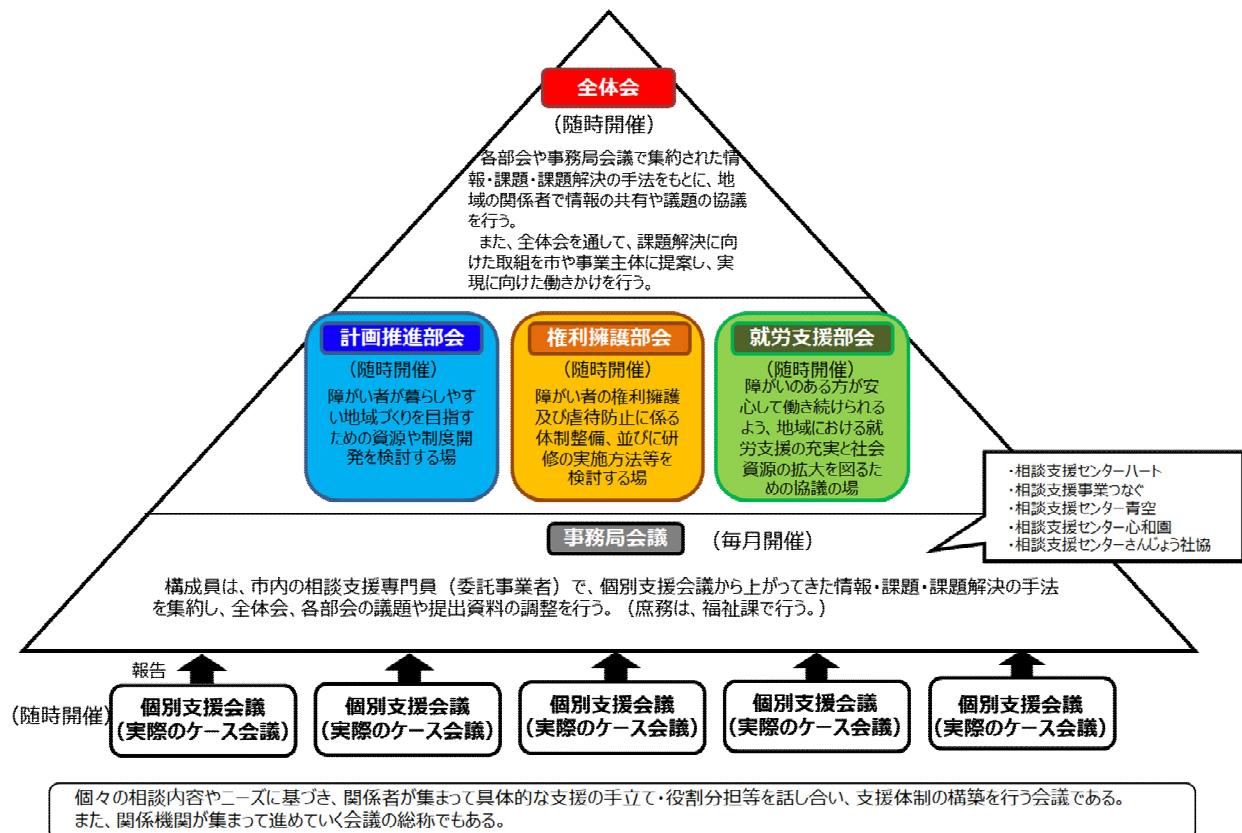
2 三条市地域自立支援協議会委員名簿

令和6年1月1日現在

No.	区分	所属等	氏名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学 教授	◎丸田秋男
2		新潟県弁護士会	中澤泰二郎
3	相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者	(福) 県央福祉会 いからしの里園長	五十嵐清美
4		(福) 三条市手をつなぐ育成会 常務理事	笹川如美
5		(福) ひめさゆり福祉会 事務局長	○羽田野光広
6		(福) 青空福祉会 事務局長	鶴巻鉄次
7		(福) さかえ福祉会 施設長	坂爪雅範
8		新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部長	井内康夫
9	保健・教育・雇用機関の関係者	新潟県立月ヶ岡特別支援学校 教諭	西川明子
10		三条公共職業安定所 所長	落合直樹
11		三条商工会議所 事務局次長兼総務課長	木歩士康弘
12	民間・公共交通機関の関係者	三条市医師会 事務局長	大平勲
13		三条市地域公共交通協議会	西山丈基
14	地域福祉関係者	三条市民生委員児童委員協議会 副会長	田代正
15		(福) 三条市社会福祉協議会 生活支援係長	瀬水博
16	障がい福祉関係団体・自助活動団体	三条市身体障害者福祉協会 理事	武士俣昭司
17		ぴあの集い	平岡実佳
18		音楽サークルまつぼっくり	栗山政子
19		重症心身障害児（者）を守る会長岡療育園分会	宮口キヌ子
20		こども凸凹くらぶ 代表	大橋清二

◎ 会長 ○ 副会長

3 三条市地域自立支援協議会組織図



**第4期三条市障がい者計画
第7期三条市障がい福祉計画
第3期三条市障がい児福祉計画**

- 発行 令和6年3月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課
三条市教育委員会子育て支援課
- 住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町2丁目3番1号
- 電話 0256-34-5511（代表）
- FAX 0256-35-2150
- URL <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>